

世田谷区公報

目次

条 例

○世田谷区手数料条例の一部を改正する条例（83）	2
○一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（84）	2
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（85）	3
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（86）	3
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（87）	4
○世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例（88）	4
○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（89）	5
○世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例（90）	5
○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（91）	5
○世田谷区保育料条例の一部を改正する条例（92）	6
○世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例（93）	7
○世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例（94）	7

規 則

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（78）	8
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（79）	8
○会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（80）	9
○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（81）	10
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（82）	10
○職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（83）	10
○職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（84）	10
○職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（85）	11
○世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（86）	11
○世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則（87）	11

○世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則（88）	12
○世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例施行規則の一部を改正する規則（89）	12
○世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則（90）	13
○世田谷区公印規則の一部を改正する規則（91）	13
○世田谷区子どもの権利委員会条例施行規則の一部を改正する規則（92）	13
○世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則（93）	13
○世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則（94）	13

訓 令 甲

○職員の育児休業等に関する規程の一部改正（17）	13
○職員の育児休業等に関する規程の一部改正（18）	13

告 示

○平成29年3月31日世田谷区告示第223号の一部を改正する告示（391）	15
○世田谷区立玉川台区民センターの供用中止の告示（392）	15
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（393）	15
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（394）	15
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示（395）	15
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示（396）	15
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示（397）	15
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示（398）	15
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（399）	15
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（400）	15
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（401）	16
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（402）	16
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（403）	16
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（404）	16
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（405）	16
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（406）	16
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（407）	16
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更	

及び供用開始の告示（408）	16
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（409）	16
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（410）	17
○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示（411）	17
○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示（412）	17
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（413）	17
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（414）	17
○地方自治法に基づく予算の公表（415）	17
○地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表（416）	17
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（417）	18
○道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示（418）	18
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（419）	18
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（420）	18
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（421）	18
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（422）	19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（423）	19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（424）	19
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（425）	19
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示（426）	19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（427）	19
○地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示（428）	19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（429）	19
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（430）	19
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示（431）	20
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（432）	20
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示（433）	20
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（434）	20
○道路法に基づく特別区道路線の区	

域変更及び供用開始の告示（435）……20 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示（436）……20 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示（437）……20 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（438）……20 ○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示（439）……20 公 告 ○都市緑地法に基づく管理協定の締結に伴う縦覧の公告（39）……21 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（40）……21 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（41）……21 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（42）……21 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（43）……21 ○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（44）……21 ○世田谷区情報公開条例に基づく情報公開制度の実施状況公表の公告（45）……21 ○世田谷区個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の実施状況公表の公告（46）……22 規 則（教） ○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（17）……22 告 示（選） ○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示（9）……23 ○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和7年6月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示（10）……23 ○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示（11）……23 ○東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例に基づく令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）におけるポスター掲示場設置の告示（12）……23 ○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和7年6月12日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万	に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示（13）……24 ○公職選挙法に基づく令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者選任の告示（14）……24 ○公職選挙法に基づく令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における各投票区の投票所を定める告示（15）……24 ○公職選挙法に基づく令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における期日前投票所を定める告示（16）……24 ○公職選挙法に基づく令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における投票管理者及び同職務代理者選任の告示（17）……24 ○令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示（18）……24 ○令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示（19）……24 ○令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示（20）……24 ○令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示（21）……24 ○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示（22）……24 告 示（選挙長） ○公職選挙法に基づく令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における選挙立会人のくじを行う場所及び日時の告示（1）……24 ○公職選挙法に基づく令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における候補者届出の告示（2）……24 告 示（農） ○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（6）……24 告 示（監） ○住民監査請求に係る監査の結果の公表（8）……24	例 世田谷区条例第84号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第85号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第86号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第87号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第88号 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第89号 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第90号 世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第91号 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第92号 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第93号 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例 世田谷区条例第94号 世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例
		世田谷区手数料条例の一部を改正する条例 世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。 第3条の次に次の1条を加える。 （郵送料等の徴収） 第3条の2 前2条に規定する手数料のほか、謄本、抄本、証明書その他の書類等について、郵便等による送付を求める者からは、郵送料その他の費用（以下「郵送料等」という。）を徴収することができる。 2 前項の規定により徴収する郵送料等の額は、実費に相当する額とする。 第4条中「前条」を「第3条」に改める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。
		一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 第1条中「第3条第2項」を「第3条第1項及び第2項」に改め、「第7条第1項及

び第2項」の次に「並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項」を、「定めた採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第2条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第5条中「第2条又は第3条」を「第2条各項又は第3条各項」に改める。

第7条中「第2条及び」を「第2条各項又は」に、「任期付職員」を「第2条第2項又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出し中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条中「職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）」を「給与条例」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

給与条例第5条、第6条、第9条から第11条まで及び第11条の3の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（給与に関する特例）

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項に規定する給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項に規定する給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。（特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用）

第7条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第3条、第18条の3第1項及び第2項、

第20条、第21条第2項、第21条の4第2項並びに第21条の5第1項の規定の適用については、給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号。以下「任期付職員採用条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第18条の3第1項及び第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第20条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第6条に規定する」と、給与条例第21条第2項ただし書中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第21条の4第2項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」については、100分の135」とあるのは「特定任期付職員」にあっては、100分の92.5」と、給与条例第21条の5第1項中「第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第6条関係）
特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	433,000
3	483,000
4	544,000
5	614,000
6	697,000
7	789,000

別表第2（第6条関係）
号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第2条第1項の規定による職員の採用に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第14条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第15条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第15条第2項中「勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の3第5項若しくは幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号。以下「幼稚園教育職員勤務時間規則」という。）第30条の3第5項」に、「よる子育て部分休暇」を「よる第1号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該子育て部分休暇」を「当該第1号子育て部分休暇」に改め、「とする」の次に「。なお、勤務時間規則第25条の3第7項又は幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない」を加え、同条第3項本文中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項ただし書中「、介護時間又は子育て部分休暇」を「、介護時間又は第1号子育て部分休暇」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該介護時間又は

子育て部分休暇」を「当該介護時間又は当該第1号子育て部分休暇」に改め、同条に次の1項を加える。

4 勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

第15条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

2 勤務時間規則第25条の3第5項、幼稚園、教育職員勤務時間規則第30条の3第5項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第1号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第15条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、勤務時間規則第25条の3第7項、幼稚園教育職員勤務時間規則第30条の3第7項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく世田谷区規則に規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、当該各号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める

特別の事情）

第15条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第16条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第17条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第17条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第15条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第1項中「規則」を「教育委員会規則」に、「一部」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

第17条中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第23条第1項ただし書中「若しくは法」を「法」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第24条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第24条の3第1項各号列記以外の部分中（者に限る。）の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

付則に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第19条 令和8年4月1日以後に第47条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第47条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第48条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第49条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第47条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本あたりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量0.2グラムをもって紙巻たばこ1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合算し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個あたりの重量に0.1グ

ラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 48 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

- (1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこ
と併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ
（第 48 条の 2 の規定により製造たばこ
とみなされるものを除く。）と併せて喫
煙の用に供される加熱式たばこ（同条
の規定により製造たばことみなされる
ものに限る。）であって当該加熱式たば
このみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日か
ら施行する。ただし、付則に 1 条を加え
る改正規定及び附則第 3 条の規定は、同
年 4 月 1 日から施行する。
（特別区民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の世田谷区
特別区税条例（以下「新条例」という。）
第 17 条及び第 23 条第 1 項ただし書の規定
は、令和 8 年度以後の年度分の特別区民
税について適用し、令和 7 年度分までの
特別区民税については、なお従前の例に
よる。

2 令和 8 年度分の特別区民税に係る申告
書の提出に係る新条例第 23 条第 1 項の規
定の適用については、同項ただし書中「特
定親族特別控除額（特定親族（同条第 1
項第 12 号に規定する特定親族をいう。第
24 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 24 条の 3
第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金
額が 85 万円以下であるものに限る。）に係
るものを除く。）」とあるのは、「特定親族
特別控除額」とする。

3 新条例第 24 条の 2 第 1 項第 3 号の規定
は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払を受け
るべき新条例第 23 条第 1 項ただし書に規
定する給与について提出する新条例第 24
条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申
告書について適用し、同日前に支払を受け
るべきこの条例による改正前の世田谷区
特別区税条例（以下「旧条例」という。）
第 23 条第 1 項ただし書に規定する給与に
ついて提出した旧条例第 24 条の 2 第 1 項
及び第 3 項の規定による申告書について
は、なお従前の例による。

4 新条例第 24 条の 3 第 1 項の規定は、令
和 8 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき
所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条
の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法
第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを
除く。以下この項において「公的年金等」
という。）について提出する新条例第 24 条
の 3 第 1 項の規定による申告書について
適用し、同日前に支払を受けるべき公的
年金等について提出した旧条例第 24 条の
3 第 1 項の規定による申告書については、
なお従前の例による。
（特別区たばこ税に関する経過措置）

第 3 条 次項に定めるものを除き、令和 8

年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきで
あった加熱式たばこ（新条例付則第 19 条
第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。
次項において同じ。）に係る特別区たばこ
税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日ま
での間に、世田谷区特別区税条例第 47 条
の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売
渡し若しくは消費等が行われた加熱式た
ばこに係る同条例第 49 条第 1 項の製造た
ばこの本数は、同条第 3 項及び新条例付
則第 19 条の規定にかかわらず、次に掲げ
る製造たばこの本数の合計数によるもの
とする。

(1) 世田谷区特別区税条例第 49 条第 3 項
の規定により換算した紙巻たばこ（新
条例付則第 19 条第 1 項に規定する紙巻
たばこをいう。次号において同じ。）の
本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこ
の本数

(2) 新条例付則第 19 条の規定により換算
した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計
算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に
1 本未満の端数がある場合には、その端
数を切り捨てるとする。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年 10 月世田谷区条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 区長の部に次のように加える。

25 心身障害者世帯に対する福祉電話使用料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
別表第 2 区長の部に次のように加える。	
30 心身障害者世帯に対する福祉電話使用料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例
世田谷区清掃・リサイクル条例（平成 11 年 12 月世田谷区条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 項ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第 55 条第 2 項に規定する者は、粗大ごみを排出するときは、規則で定めるところにより、必要事項を記載した紙面を添付しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由があると区長が認め

るときは、区長の指示に従わなければならない。

第 55 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、同項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者であって規則で定めるもの及び第 58 条の規定により前条第 1 項の粗大ごみの廃棄物処理手数料を免除された者については、有料粗大ごみ処理券の交付を省略するものとする。

附 則

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の第 38 条並びに第 55 条第 2 項及び第 3 項の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみの排出について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成 26 年 9 月世田谷区条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(7)中「教育・保育認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号ア(4)中「235,000 円」を「57,700 円（令 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ アからウまでに掲げるもののほか、世田谷区が認定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに対する食事の提供（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対する食事の提供に要する費用のうち、区市町村等の補助等を充当してもなお必要と認められるものを除く。）

第 42 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 区長は、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、前項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

附 則

1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区公報

2 この条例による改正後の第13条第4項第3号の規定は、令和7年9月以後の月分の食事の提供に要する費用（同号に規定する費用をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の食事の提供に要する費用については、なお従前の例による。

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育」を「特定教育・保育のうち保育、特別利用保育」に改め、「（以下「特定教育・保育等」という。）」を削り、「は、当該」を「が当該」に、「、保育料を支払わなければならない」を「支払うべき保育料の額は、別表第1に定めるとおりとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教

育・保育給付認定子どもが当該教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて支払うべき保育料の額は、零とする。

第3条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同条第4項中「特定教育・保育等」を「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）」に改め、同条第5項中「。以下同じ」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第1項中「は、当該」を「が当該」に、「、区立保育園延長保育料を区長に支払わなければならない」を「区長に支払うべき区立保育園延長保育料の額は、別表第2に定めるとおりとする」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第5条の2第1項中「は、世帯」を「が世帯」に、「、区立保育園給食費を支払わなければならない」を「区長に支払うべき区立保育園給食費の1人当たりの月額、別表第1に掲げる階層区分にかかわらず、零とする」に改め、同項に次のただし書を加

える。

ただし、区外に住所を有する教育・保育給付認定子ども（区外に住所を有することについて、やむを得ない理由があると区長が認める者を除く。以下同じ。）に係る区立保育園給食費の1人当たりの月額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 別表第1に掲げる階層区分がA階層からD9階層までに属する世帯 零

(2) 別表第1に掲げる階層区分がD10階層からD30階層までに属する世帯

4,500円

第5条の2中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第5条の3中「前条第2項」を「前条第1項ただし書」に、「教育・保育給付認定子ども」を「区外に住所を有する教育・保育給付認定子ども」に改める。

第6条中「（以下「保育料等」という。）」を削る。

第7条中「保育料等」を「区立保育園延長保育料又は区立保育園給食費」に改める。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条、第5条の2関係）

世帯の階層区分		保育料の月額（1人につき）		
階層	定義	3歳未満児		3歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	0円
B1	A階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	0円	0円	0円
D1	A階層を除き、所得割課税額が0円以外の世帯	所得割課税額が12,000円未満である世帯	0円	0円
D2		所得割課税額が12,000円以上37,000円未満である世帯	0円	0円
D3		所得割課税額が37,000円以上52,000円未満である世帯	0円	0円
D4		所得割課税額が52,000円以上82,000円未満である世帯	0円	0円
D5		所得割課税額が82,000円以上122,000円未満である世帯	0円	0円
D6		所得割課税額が122,000円以上162,000円未満である世帯	0円	0円
D7		所得割課税額が162,000円以上202,000円未満である世帯	0円	0円
D8		所得割課税額が202,000円以上220,000円未満である世帯	0円	0円
D9		所得割課税額が220,000円以上235,000円未満である世帯	0円	0円
D10		所得割課税額が235,000円以上250,000円未満である世帯	0円	0円
D11		所得割課税額が250,000円以上265,000円未満である世帯	0円	0円
D12		所得割課税額が265,000円以上280,000円未満である世帯	0円	0円
D13		所得割課税額が280,000円以上295,000円未満である世帯	0円	0円
D14		所得割課税額が295,000円以上310,000円未満である世帯	0円	0円
D15		所得割課税額が310,000円以上325,000円未満である世帯	0円	0円
D16		所得割課税額が325,000円以上340,000円未満である世帯	0円	0円

D17	所得割課税額が340,000円以上355,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D18	所得割課税額が355,000円以上370,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D19	所得割課税額が370,000円以上385,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D20	所得割課税額が385,000円以上400,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D21	所得割課税額が400,000円以上445,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D22	所得割課税額が445,000円以上490,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D23	所得割課税額が490,000円以上570,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D24	所得割課税額が570,000円以上650,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D25	所得割課税額が650,000円以上730,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D26	所得割課税額が730,000円以上840,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D27	所得割課税額が840,000円以上950,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D28	所得割課税額が950,000円以上1,130,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D29	所得割課税額が1,130,000円以上1,310,000円未満である世帯	0 円	0 円	0 円
D30	所得割課税額が1,310,000円以上である世帯	0 円	0 円	0 円

附 則

- この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の世田谷区保育料条例の規定は、令和 7 年 9 月以後の月分の保育料（世田谷区保育料条例第 1 条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校設置条例（昭和 39 年 3 月世田谷区条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の部に次のように加える。

同北沢学園中学校 同 北沢四丁目 32 番 20 号

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立認定こども園保育料条例（平成 27 年 12 月世田谷区条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「別表第 1 に」を「零とし」に、「第 5 条の 2 第 2 項」を「第 5 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、区外に住所を有する教育・保育給付認定子ども（区外に住所を有することについて、やむを得ない理由があると委員会が認める者を除く。以下同じ。）に係る給食費の額は、特定教育・保育のうち教育に係るものと及び特別利用教育に係るものについては、別表第 1 に定めるとおりとする。

第 6 条中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に、「教育・保育給付認定子ども」を「区外に住所を有する教育・保育給付認定子ども」に改める。

別表第 2 預かり保育料の日額（1 人につき）の欄中「250 円」を「200 円」に、「400 円」を「350 円」に、「1,200 円」を「860 円」に、「1,000 円」を「660 円」に、「370 円」を「320 円」に改め、同表備考に次の 1 項を加える。

- 区外に住所を有する教育・保育給付認定子どもに係る預かり保育料の日額は、区分 B、C 及び G においては給食費として 50 円を、区分 D 及び E においては給食費として 340 円を加算した額とする。

附 則

- この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の第 5 条、第 6 条及び別表第 2 の規定は、令和 7 年 9 月以後の月分の給食費及び預かり保育料（世田谷区立認定こども園保育料条例第 1 条に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の給食費及び預かり保育料については、なお従前の例による。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和 7 年 6 月 16 日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第 78 号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 79 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 80 号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 81 号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 82 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 83 号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 84 号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 85 号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第 86 号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第87号

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第88号

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和31年12月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1号区分の項に次の1号を加える。

- (5) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）で部長（世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号。以下「組織規則」という。）に規定する部長をいう。）の職又はこれに準ずる職にあるもの
- 別表第2号区分の項に次の1号を加える。
- (6) 特定任期付職員で課長（組織規則に規定する課長をいう。）の職又はこれに準ずる職にあるもの

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項第2号中「及び第16条」を「、第16条及び第16条の3」に改め、同項に次の1号を加える。

- (9) 育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第25条第12項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第25条の2第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第3項中「よる部分休業又は条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を「よる部分休業（以下「第1号部分休業」という。）又は次条第5項に規定する第1号子育て部分休暇」に、「当該部分休業又は当該子育て部分休暇」を「当該第1号部分休業又は当該第1号子育て部分休暇」に改める。

第25条の3第1項を次のように改める。

条例第16条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを任命権者に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内

第25条の3第2項中「満12歳に達する日以後」を「満12歳に達する日後」に改め、同条第9項を同条第14項とし、同条第8項第2号を次のように改める。

- (2) 職員が第3項変更をしたとき。

第25条の3第8項第3号を削り、同項を同条第13項とし、同条第7項を同条第12項とし、同条第6項中「でない」を「でない」。また、次の各号に掲げる場合については、承認することができない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第1号子育て部分休暇の申請があった場合
- (2) 第1号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第2号子育て部分休暇の申請があった場合

第25条の3第6項を同条第11項とし、同条第5項中「申請」の次に「、第1項申出及び第3項変更」を加え、同項を同条第10項とし、同条第4項中「養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等」を「次の各号に掲げる場合においては、当該各号に係る証明書等」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合
- (2) 第1項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合

第25条の3第4項を同条第9項とし、同条第3項中「職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業」を「第1号部分休業」に、「子育て部分休暇」を「第1号子育て部分休暇」に、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 7 第1項第2号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。
- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて申請があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申請があったとき 当該残時間数

8 職員の育児休業等に関する条例第15条の2の規定による部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第2号子育て部分休暇の承認については、第1項第2号に掲げる時間から、当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間

を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第25条の3第2項の次に次の3項を加える。

- 3 第1項の規定による申出（以下「第1項申出」という。）をした職員は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

- 4 第1項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第3項変更をした場合においては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。

- 5 第1項第1号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この規則による改正後の第25条の規定による介護休暇、改正後の第25条の2の規定による介護時間及び改正後の第25条の3の規定による子育て部分休暇の取得のために必要な手続きは、令和7年10月1日前においても行うことができる。
- （経過措置）

- 3 この規則による改正後の第25条の3第1項第2号に掲げる範囲内において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号）第16条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請（この規則による改正後の第25条の3第4項の規定による申請をいう。以下同じ。）をする場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

- 4 令和7年9月30日において、同年10月1日以後も引き続いてこの規則による改正前の第25条の3の規定による子育て部分休暇の承認（以下「改正前の子育て部分休暇の承認」という。）を受けている職員のうち、同年9月30日までにこの規則による改正後の第25条の3第5項に規定する第1号子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）について附則第2項の規定による申出（同条第1項の規定による申出をいう。以下同じ。）がなく、かつ、同条第7項に規定する第2号子育て部分休暇について附則第2項の規定による申出がないものは、同年10月1日において、改正前の子育て部分休暇の承認を受けた内容で第1号子育て部分休暇の申出及び申請をした者とみなす。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年1月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第6項第2号中「この条」の次に「、第15条（日を単位とする場合を除く。）」を加え、「及び第29条」を「、第29条及び第32条の2」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間

第29条第4項中「、申請するその会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同項ただし書を削る。

第31条第2項中「、申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第3項中「第32条の2に規定する子育て部分休暇」を「第32条の2第5項に規定する第1号子育て部分休暇」に改め、「規定する部分休業」の次に「（以下「第1号部分休業」という。）」を加え、「当該子育て部分休暇又は当該部分休業」を「当該第1号子育て部分休暇又は当該第1号部分休業」に改める。

第32条の2及び第32条の3を次のように改める。

（子育て部分休暇）

第32条の2 任命権者は、会計年度任用職員が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該会計年度任用職員の子又は満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児等を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 前項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請をしようとする会計年度任用職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを任命権者に申し出るものとする。

(1) 1日につき基準時間を超えない範囲内

(2) 1年につき当該会計年度任用職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間を超えない範囲内

3 前項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）をした会計年度任用職員は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内

容の変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ当該会計年度任用職員の子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第2項申出をした会計年度任用職員は、当該申出をした範囲内（第3項変更をした場合にあつては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。

5 第2項第1号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

6 第22条に規定する育児時間、第31条に規定する介護時間又は第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

7 第2項第2号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて申請があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて申請があつたとき 当該残時間数

8 職員の育児休業等に関する条例第15条の2の規定による部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用職員に対する第2号子育て部分休暇の承認については、第2項第2号に掲げる時間から、当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

9 任命権者は、子育て部分休暇について、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に係る証明書等の提出を求めることができる。

(1) 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合

(2) 第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合

10 子育て部分休暇の申請、第2項申出及び第3項変更は、システムにより行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式により行うことができる。

11 任命権者は、子育て部分休暇の申請に

ついて、第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

12 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を取得している会計年度任用職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該会計年度任用職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該会計年度任用職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

13 任命権者は、次に掲げる事由があるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。

(1) 子育て部分休暇を取得している会計年度任用職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 会計年度任用職員が第3項変更をしたとき。

14 会計年度任用職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、システムにより任命権者に届け出なければならない。ただし、システムにより難しい場合は、任命権者が別に定める様式により届け出ることができる。（子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用職員）

第32条の3 任命権者は、会計年度任用職員について定められた1週間の勤務日数が3日以上、1月の勤務日数が9日以上又は1年間の勤務日数が97日以上である場合には、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合については、子育て部分休暇を承認することはできない。

(1) 第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている会計年度任用職員について、第1号子育て部分休暇の申請があつた場合

(2) 第1号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている会計年度任用職員について、第2号子育て部分休暇の申請があつた場合

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条第6項第2号の改正規定（「この条」の次に「、第15条（日を単位とする場合を除く。）」を加える部分に限る。）及び次項の規定 公布の日

(2) 附則第3項の規定 令和7年7月1日

2 この規則（第13条第6項第2号の改正規定（「この条」の次に「、第15条（日を単位とする場合を除く。）」を加える部分に限る。）に限る。）による改正後の第13条第6項第2号の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（施行前の準備）

3 この規則による改正後の第29条の規定

による介護休暇、改正後の第31条の規定による介護時間及び改正後の第32条の2の規定による子育て部分休暇の取得のために必要な手続きは、令和7年10月1日前においても行うことができる。

（経過措置）

4 この規則による改正後の第32条の2第2項第2号に掲げる範囲内において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第32条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請（この規則による改正後の第32条の2第4項の規定による申請をいう。以下同じ。）をする場合における同号の規定の適用については、同号中「10」とあるのは、「5」とする。

5 令和7年9月30日において、同年10月1日以後も引き続いてこの規則による改正前の第32条の2の規定による子育て部分休暇の承認（以下「改正前の子育て部分休暇の承認」という。）を受けている会計年度任用職員のうち、同年9月30日までにこの規則による改正後の第32条の2第5項に規定する第1号子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）について附則第3項の規定による申出（同条第2項の規定による申出をいう。以下同じ。）がなく、かつ、同条第7項に規定する第2号子育て部分休暇について附則第3項の規定による申出がないものは、同年10月1日において、改正前の子育て部分休暇の承認を受けた内容で第1号子育て部分休暇の申出及び申請をした者とみなす。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年3月世田谷区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護時間」の次に「並びに勤務時間条例第16条の3又は幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3の規定による子育て部分休暇」を加え、同条第2項中「介護時間」の次に「並びに会計年度任用職員勤務時間規則第32条の2の規定による子育て部分休暇」を加える。

第13条の見出し中「承認」を「申出及び変更並びに承認」に改め、同条第1項中「部分休業の」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項から第4項までの規定による同条第1項に規定する部分休業（以下この条及び第14条において「部分休業」という。）の申出、当該申出内容の変更及び」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、部分休業の申出内容の変更について、条例第15条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該申出内容の変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第13条の2中「であって、1日につきそ

の非常勤職員について定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条の改正規定 公布の日
- (2) 次項の規定 令和7年7月1日
- (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和7年10月1日

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の第13条第1項の規定による部分休業（同項に規定する部分休業をいう。）の申出、当該申出内容の変更及び承認の請求は、令和7年10月1日以前においても行うことができる。

（経過措置）

3 令和7年9月30日において、同年10月1日以後も引き続いて職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年6月世田谷区条例第86号。以下「一部改正条例」という。）による改正前の職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）第15条の規定による部分休業の承認（以下「改正前の部分休業の承認」という。）を受けている職員のうち、同年9月30日までに一部改正条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項に規定する第1号部分休業（以下「第1号部分休業」という。）について前項の規定による申出がなく、かつ、改正後の条例第15条の2第1項に規定する第2号部分休業について前項の規定による申出がないものは、同年10月1日において、改正前の部分休業の承認を受けた内容で第1号部分休業の申出及び承認の請求をした者とみなす。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年1月世田谷区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項各号列記以外の部分中「、2分の1日」を「2分の1日とし、第6号及び第7号に掲げる期間にあっては3分の1日」に改め、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）をしている会計年度任用職員として在職した期間
- (7) 会計年度任用職員勤務時間規則第32条の2第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）を取得している会計年度任用職員として在職した期間

第23条第3項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）を「部分休業」に、「会計年度任用職員勤務時間規則第32条の2に規定する

子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）を「子育て部分休暇」に改める。

第23条の2第1項各号列記以外の部分中「第8号」を「第6号及び第7号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第10号」に、「、2日」を「2日」に改め、「（1日）」の次に「（第6号及び第7号に掲げる期間にあっては3分の2日）」を加え、同項中第12号を第14号とし、第6号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 部分休業をしている会計年度任用職員として在職した期間
- (7) 子育て部分休暇を取得している会計年度任用職員として在職した期間

第23条の2第4項中「介護休暇」の次に「、部分休業又は子育て部分休暇」を加え、「日を単位」を「それぞれ日を単位」に、「合計した時間」を「それぞれ合計した時間」に改め、同条第5項中「、子育て部分休暇又は部分休業」及び「それぞれ」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年3月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号ア中「及び医療職給料表（一）」を「、医療職給料表（一）」に改め、「3級であるもの」の次に「及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成29年12月世田谷区条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）で部長（世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号。以下「組織規則」という。）に規定する部長をいう。以下同じ。）の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、同号イ中「及び医療職給料表（一）」を「、医療職給料表（一）」に改め、「2級であるもの」の次に「及び特定任期付職員で課長（組織規則に規定する課長をいう。以下同じ。）の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加える。

第3条第1項第1号ア中「及び医療職給料表（一）」を「、医療職給料表（一）」に改め、「3級であるもの」の次に「及び特定任期付職員で部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、同号イ中「及び医療職給料表（一）」を「、医療職給料表（一）」に改め、「2級であるもの」の次に「及び特定任期付職員で課長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、同条第2項中「職員が」を「職員及び特定任期付職員が」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和43年

6 月世田谷区規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「及び第 11 号」を「から第 13 号まで」に改め、同項中第 13 号を第 15 号とし、第 12 号を第 14 号とし、第 11 号の次に次の 2 号を加える。

(12) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

(13) 勤務時間条例第 16 条の 3 に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

第 4 条第 5 項中「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改め、「勤務時間条例第 16 条の 3 に規定する」を削る。

別表第 2 職員の区分の欄中「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 3 級であるもの」を「、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 3 級であるもの及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 29 年 12 月世田谷区条例第 55 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）で部長（世田谷区組織規則（平成 3 年 3 月世田谷区規則第 7 号。以下「組織規則」という。）に規定する部長をいう。以下同じ。）の職又はこれに準ずる職にあるもの」に、「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 2 級であるもの」を「、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 2 級であるもの及び特定任期付職員で課長（組織規則に規定する課長をいう。以下同じ。）の職又はこれに準ずる職にあるもの」に改める。

別表第 3 職員の区分の欄中「6 級であるもの及び医療職給料表（一）」を「6 級であるもの、医療職給料表（一）」に改め、「3 級であるもの」の次に「及び特定任期付職員で部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、「5 級であるもの及び医療職給料表（一）」を「5 級であるもの、医療職給料表（一）」に改め、「2 級であるもの」の次に「及び特定任期付職員で課長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加える。

附 則

この規則中別表第 2 及び別表第 3 の改正規定は令和 7 年 7 月 1 日から、第 4 条の改正規定は同年 10 月 1 日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年 3 月世田谷区規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「、100 分の 135」を「100 分の 135 とし、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 29 年 12 月世田谷区条例第 55 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）にあっては 100 分の 92.5 とする。」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中

「もって 1 日（第 10 号及び第 11 号）を「もって 1 日（第 10 号から第 13 号まで」に、「第 16 号」を「第 18 号」に、「（1 日（第 10 号及び第 11 号）を「（1 日（第 10 号から第 13 号まで」に改め、同項中第 19 号を第 21 号とし、第 12 号から第 18 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 11 号の次に次の 2 号を加える。

(12) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

(13) 勤務時間条例第 16 条の 3 に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

第 3 条の 2 第 5 項中「勤務時間条例第 16 条の 3 に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）を「子育て部分休暇」に、「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）を「育児部分休業」に改め、同条第 6 項中「介護休暇」の次に「、育児部分休業又は子育て部分休暇」を加え、「、日」を「、それぞれ日」に改め、「育児短時間勤務職員等として在職した期間」の次に「において介護休暇により勤務しない期間」を、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間」の次に「において介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間」を加え、「合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第 7 項中「、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業」を「、介護時間」に、「それぞれ 7 時間 45 分」を「7 時間 45 分」に改め、「において介護時間により勤務しない時間」及び「において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間」を削り、「それぞれ合計した」を「合計した」に改める。

別表第 2 の 1 の部及び 2 の部中「指定する職員」の次に「及び特定任期付職員」を加える。

別表第 3 職員の区分の欄中「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 3 級であるもの」を「、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 3 級であるもの及び特定任期付職員で部長（世田谷区組織規則（平成 3 年 3 月世田谷区規則第 7 号。以下「組織規則」という。）に規定する部長をいう。以下同じ。）の職又はこれに準ずる職にあるもの」に、「及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 2 級であるもの」を「、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその属する職務の級が 2 級であるもの及び特定任期付職員で課長（組織規則に規定する課長をいう。以下同じ。）の職又はこれに準ずる職にあるもの」に改める。

別表第 4 職員の区分の欄中「6 級であるもの及び医療職給料表（一）」を「6 級であるもの、医療職給料表（一）」に改め、「3 級であるもの」の次に「及び特定任期付職員で部長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加え、「5 級であるもの及び医療職給料表（一）」を「5 級であるもの、医療職給料表（一）」に改め、「2 級であるもの」の

次に「及び特定任期付職員で課長の職又はこれに準ずる職にあるもの」を加える。

附 則

この規則中第 3 条第 1 項第 1 号及び別表第 2 から別表第 4 までの改正規定は令和 7 年 7 月 1 日から、第 3 条の 2 の改正規定は同年 10 月 1 日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成 27 年 10 月世田谷区規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 条例別表第 1 区長の部 24 の項の部の次に次のように加える。

条例別表第 1 区長の部 25 の項	1 心身障害者世帯に対する福祉電話使用料の助成に関する申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
--------------------	---

別表第 2 条例別表第 2 区長の部 29 の款の部の次に次のように加える。

条例別表第 2 区長の部 30 の款	1 心身障害者世帯に対する福祉電話使用料の助成に関する申請に係る事実についての審査に関する事務	1 当該申請を行う者又はその者と同一世帯に属する者に係る市区町村民税に関する情報
		2 当該申請を行う者又はその者と同一世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
		3 当該申請を行う者又はその者と同一世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成 12 年 3 月世田谷区規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の見出し中「有料粗大ごみ処理券」を「有料粗大ごみ処理券等」に改め、同条中「第 38 条」を「第 38 条第 1 項」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 条例第38条第2項に規定する紙面の添付に当たっては、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 著しく汚損した紙面は、添付しないこと。

(2) 紙面は、粗大ごみごとに確認しやすい箇所に添付すること。

(3) 紙面は、粗大ごみからはがれることのないように添付すること。

3 前項に規定する紙面には、収集予定日及び占有者名又は受付番号を記入しなければならない。

第42条第2項中「有料粗大ごみ処理券を添付して排出する廃棄物」を「排出する粗大ごみ」に改める。

第46条の次に次の2条を加える。

（有料粗大ごみ処理券の交付を省略する場合の廃棄物処理手数料の徴収方法）

第46条の2 第45条第1項本文の規定にかかわらず、条例第54条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ徴収する場合については、納入通知書を省略し、納入者に対し、口頭又は掲示による納入の通知をするものとする。

2 前項の場合において、廃棄物処理手数料の納付をしようとする者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に当該廃棄物処理手数料の納付を委託する場合にあっては、粗大ごみ処理手数料領収書の交付を省略するものとする。

（規則で定める粗大ごみ廃棄物処理手数料の納付者）

第46条の3 条例第55条第2項の規則で定めるものは、条例第54条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料の納付を前条第2項の指定納付受託者に委託した者とする。

第48条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第49条第1項第1号中「有料粗大ごみ処理券の交付を受けた占有者」を「条例第54条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第1号の場合において、第46条の3に規定する者が、廃棄物処理手数料の還付を受けようとするときは、この限りでない。

附 則

1 この規則は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の第28条（見出しを含む。）、第42条第2項、第46条の2、第46条の3並びに第49条第1項第1号及び第2項ただし書の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみの排出について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区保育料条例施行規則（平成27年3月世田谷区規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この規則において「教育・保育給付認定子ども」とは、条例第2条第1項第2号に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。

第2条第2項中「。以下「政令」という。」を削る。

第6条及び第6条の2を削る。

第6条の3中「最年長者」の次に「（同一年齢の者が2人以上いるときは、そのうちの1人とする。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 区長は、公簿等により、前項に規定する世帯であることを確認するものとする。ただし、公簿等によりその確認ができないときは、教育・保育給付認定子どもの保護者から、多子世帯の給食費に係る申出書（第2号様式）その他区長が必要と認める書類の提出を受け、これにより当該確認をすることができる。

第6条の3を第6条とする。

第10条第1項中「保育料」を削り、「保育料等」を「延長保育料等」に改め、同条第2項中「保育料等」を「延長保育料等」に改め、同条第3項中「保育料等の」を「延長保育料等の」に、「保育料等減額・免除申込書」を「延長保育料等減額・免除申込書」に改め、同条第4項中「において、保育料等」を「において、延長保育料等」に、「保育料額等減額・免除決定通知書（第9号様式）又は延長保育料額等減額・免除決定通知書」を「延長保育料等減額・免除決定通知書」に、「より、保育料等」を「より、延長保育料等」に、「保育料等減額・免除不承認通知書」を「延長保育料等減額・免除不承認通知書」に改め、同条第5項中「保育料等」を「延長保育料等」に改める。

第11条第2項前段中「保育料等」を「保育料、区立保育園延長保育料又は区立保育園給食費（以下「保育料等」という。）」に改める。

別表1の項中「保育料又は区立保育園等延長保育料」を「区立保育園延長保育料」に改め、同表2の項中「保育料又は区立保育園等延長保育料」を「区立保育園延長保育料」に改め、「（以下この項、3の項及び6の項において「保育料等の額」という。）」を削り、同表3の項中「保育料又は区立保育園等延長保育料」を「区立保育園延長保育料」に改め、同表5の項中「児童福祉法」の次に「〔昭和22年法律第164号〕」を加え、同表6の項中「保育料又は区立保育園等延長保育料」を「区立保育園延長保育料」に改め、同表備考第2項中「保育料等」を「区立保育園延長保育料」に改める。

第2号様式を次のように改める。

様式省略

第8号の2様式中「保育料等減額・免除申込書」を「延長保育料等減額・免除申込書」に改め、「保育料」を削る。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式 削除

第10号様式中「延長保育料減額・免除決定通知書」を「延長保育料等減額・免除決定通知書」に改め、「区立保育園延長保育料」の次に「又は区立保育園給食費」を加える。

第11号様式中「保育料等減額・免除不承認通知書」を「延長保育料等減額・免除不承認通知書」に、「保育料、区立保育園延長保育料」を「区立保育園延長保育料」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区保育料条例施行規則の規定は、令和7年9月以後の月分の保育料（世田谷区保育料条例（平成26年12月世田谷区条例第54号）第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、区立保育園延長保育料（同条に規定する区立保育園延長保育料をいう。以下同じ。）及び区立保育園給食費（同条に規定する区立保育園給食費をいう。以下同じ。）について適用し、同月前の月分の保育料、区立保育園延長保育料及び区立保育園給食費については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式及び第8号の2様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

次に掲げる規則を公布する。

令和7年6月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第89号

世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第90号

世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第91号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第92号

世田谷区子どもの権利委員会条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第93号

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第94号

世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例施行規則（平成28年12月世田谷区規則第111号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「12月31日」を「12月29日から同月31日まで」に改め、同条第2項中「午後11時」を「午後10時」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による施行日以後の使用に係る使用承認の申請の受付及び使用承認に係る決定については、施行日前においても、改正後の規則の規定の例によりすることができる。

世田谷区長の職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区長の職務代理順序に関する規則（平成 11 年 6 月世田谷区規則第 80 号）の一部を次のように改正する。

本則中「岩本 康」を「三井所 優子」に改める。

附 則
この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区公印規則（平成元年 3 月世田谷区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の部 22 の項及び 23 の項を削り、同部中 85 の項を 86 の項とし、25 の項から 84 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同部 24 の項中「方 21 ミリメートル」を「同」に改め、同項を同部 25 の項とし、同部 21 の項の次に次のように加える。

22	同	同	個人番号カード用	マイナンバー担当課長
23	同	同	個人番号カードのオンライン事務用	
24	同	方 21 ミリメートル	マイナンバー担当事務用	

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

世田谷区子どもの権利委員会条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区子どもの権利委員会条例施行規則（令和 7 年 3 月世田谷区規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した日から 30 歳に達する日までの間にある」を「委嘱日において満 13 歳以上満 30 歳未満の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則（平成 30 年 3 月世田谷区規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 10 号様式までを次のように改める。
様式省略

附 則

1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 1 号様式、第 4 号様式及び第 8 号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区建築基準法施行細則（昭和 58 年 3 月世田谷区規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「区長が別に定めるところによるもの」を「東京都建築基準法施行細則（昭和 25 年東京都規則第 194 号。以下「都規則」という。）第 11 条第 1 項の規定により東京都知事が定める調査の項目、方法及び結果の判定基準」に改め、同条第 2 項中「区長が別に定める調査結果表を添えて」を「都規則第 11 条第 2 項の規定により東京都知事が定める調査結果表を添付して」に改める。

第 13 条第 2 号中「（防火ダンパーを除き、随時に閉鎖又は作動をできるものに限る。）」

を「のうち次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く。）

イ 常時閉鎖又は作動した状態にあるもの（各階の主要なものに限る。）

第 14 条第 1 項中「区長が別に定めるところによるもの」を「都規則第 13 条第 1 項の規定により東京都知事が定める検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準」に改め、同条第 3 項の表 1 の項中「10 月 31 日」を「翌年の 1 月 31 日」に改め、同表 2 の項(3)の欄中「11 月 30 日まで。」を「翌年の 1 月 31 日まで」に改め、同欄ただし書を削り、同表 3 の項(3)の欄中「1 月 31 日まで。」を「1 月 31 日まで」に改め、同欄ただし書を削り、同表 4 の項中「11 月 30 日」を「翌年の 1 月 31 日」に改め、同表 6 の項中「9 月 30 日」を「翌年の 1 月 31 日」に改め、同表 7 の項中「11 月 30 日」を「翌年の 1 月 31 日」に改め、同表 9 の項中「10 月 31 日」を「翌年の 1 月 31 日」に改め、同条第 7 項中「区長が別に」を「都規則第 13 条第 7 項の規定により東京都知事が」に改める。

第 8 号様式第 1 面から第 3 面までを次のように改める。

様式省略

第 8 号様式第 5 面から第 7 面までを次のように改める。

様式省略

第 8 号の 2 様式から第 8 号の 4 様式までを次のように改める。

様式省略

第 11 号様式から第 11 号の 2 の 2 様式までを次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 8 号様式から第 8 号の 4 様式まで及び第 11 号様式から第 11 号の 2 の 2 様式までの規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第 17 号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所
出		張	所
事		業	所

職員の育児休業等に関する規程（平成 20 年 4 月世田谷区訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 27 日

世田谷区長 保 坂 展 人

第 2 条第 2 号中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 3 条第 4 項中「平成 10 年 3 月世田谷区条例第 14 号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「育児時間又は介護時間」を「勤務時間条例第 15 条第 1 項の規定による育児時間、勤務時間条例第 16 条の 2 第 1 項の規定による介護時間又は勤務時間条例第 16 条の 3 第 1 項の規定による子育て部分休暇」に、「育児時間又は当該介護時間」を「育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第 5 項ただし書中「において」を「第 3 条において」に改め、「令和 2 年 1 月世田谷区規則第 4 号」の次に「。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。」を加え、「育児時間又は介護時間」を「会計年度任用職員勤務時間規則第 22 条第 1 項の規定による育児時間、会計年度任用職員勤務時間規則第 31 条第 1 項の規定による介護時間又は会計年度任用職員勤務時間規則第 32 条の 2 第 1 項の規定による子育て部分休暇」に、「育児時間又は当該介護時間」を「育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

附 則

この訓令による改正後の第 3 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

◎世田谷区訓令甲第 18 号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保		健	所

出張所
事業所

職員の育児休業等に関する規程（平成20年4月世田谷区訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月30日

世田谷区長 保坂展人

第3条第1項中「（非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）にあっては、3歳）」を削り、「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第5項本文中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項ただし書中「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第26号）第3条において会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年1月世田谷区規則第4号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）を「会計年度任用職員勤務時間規則第3条において会計年度任用職員勤務時間規則」に、「第32条の2第1項」を「第32条の2第5項」に、「子育て部分休暇を承認されている非常勤職員に対する部分休業」を「第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合における第1号部分休業」に、「子育て部分休暇の」を「第1号子育て部分休暇の」に改め、同項を同条第9項とし、同条第4項中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）を「勤務時間条例」に、「勤務時間条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休暇を承認されている」を「勤務時間規則第25条の3第5項に規定する第1号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「子育て部分休暇の」を「第1号子育て部分休暇の」に改め、「する」の次に「。なお、勤務時間規則第10条において勤務時間条例の適用を受ける者の例によることとされる勤務時間規則第25条の3第7項に規定する第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第1号部分休業を承認することはできない」を加え、同項を同条第8項とし、同条第3項を次のように改める。

3 第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第3条第3項を同条第7項とし、同項の前に次の2項を加える。

5 第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）をした職員は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合う

ことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第5項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

6 第2項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第5項変更をした場合においては、その変更後の範囲内）において、部分休業を請求することができる。

第3条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「であって、1日につきその非常勤職員について定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある非常勤職員（次項において「部分休業をすることができ非常勤職員」という。）以外の非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員）」を「以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内（非常勤職員にあっては、1年につき当該非常勤職員の勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をいう。）に10を乗じて得た時間を超えない範囲内）

3 前項第2号の規定に関わらず、勤務時間規則第10条において職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける者の例によることとされる職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号。以下「勤務時間規則」という。）第25条の3第7項又は会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第26号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第3条において会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年1月世田谷区規則第4号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の適用を受ける者の例によることとされる会計年度任用職員勤務時間規則第32条の2第7項に

規定する第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある職員については、同号に掲げる範囲内は、同号に定める時間から当該第2号子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間とする。

第3条に次の3項を加える。

10 会計年度任用職員勤務時間規則第3条において会計年度任用職員勤務時間規則の適用を受ける者の例によることとされる会計年度任用職員勤務時間規則第32条の2第7項の規定による第2号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている非常勤職員については、第1号部分休業を承認することはできない。

11 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

12 勤務時間規則第10条において勤務時間条例の適用を受ける者の例によることとされる勤務時間規則第25条の3第5項又は会計年度任用職員勤務時間規則第3条において会計年度任用職員勤務時間規則の適用を受ける者の例によることとされる会計年度任用職員勤務時間規則第32条の2第5項の規定による第1号子育て部分休暇に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員については、第2号部分休業を承認することはできない。

第4条の見出し中「承認」を「申出及び変更並びに承認」に改め、同条第1項中「部分休業の」を「前条第2項、第5項及び第6項の規定による部分休業の申出、当該申出内容の変更及び」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、部分休業の承認の請求について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に係る証明書類の提出を求めることができる。

- (1) 養育を必要とする事由を確認する必要があると認める場合
- (2) 第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第5項変更をしなければ当該部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合

第7条第2項第2号を次のように改める。

(2) 職員が第5項変更をしたとき。

第7条第2項第3号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

（施行前の準備）

2 この訓令による改正後の職員の育児休業等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第3条の規定による部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の申出、当該申出内容の変更及び承認の請求は、令和7年10月1日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 改正後の規程第3条第2項第2号に掲げる範囲内において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

4 令和7年9月30日において、同年10月1日以後も引き続きこの訓令による改正前の第3条の規定による部分休業の承認（以下「改正前の部分休業の承認」という。）を受けている職員のうち、同年9月30日までに改正後の規程第3条第7項に規定する第1号部分休業（以下「第1号部分休業」という。）について附則第2項の規定による申出（同条第2項の規定による申出をいう。以下同じ。）がなく、かつ、同条第11項に規定する第2号部分休業について附則第2項の規定による申出がないものは、同年10月1日において、改正前の部分休業の承認を受けた内容で第1号部分休業の申出及び承認の請求をした者とみなす。

告 示

◎世田谷区告示第391号

平成29年3月31日世田谷区告示第223号の一部を次のように改正する。

令和7年6月2日

世田谷区長 保坂展人

告示中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第8条」を「第10条」に、「第12条第1項及び第2項」を「第11条第1項及び第2項」に、「第13条第2項及び第3項」を「第12条第2項及び第3項」に改める。

◎世田谷区告示第392号

次の世田谷区立区民センターは、令和7年9月1日から令和8年3月31日までの期間その供用を中止する。

令和7年6月2日

世田谷区長 保坂展人

1 名 称

世田谷区立玉川台区民センター

2 位 置

東京都世田谷区玉川台一丁目6番15号

◎世田谷区告示第393号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指

定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年6月2日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称

Brigh
ten A
fter
School
l Dai
zawa

2 事業所の所在地

東京都世田
谷区三宿二
丁目38番7
号 加納屋
ビル201

3 申請者の名称

LORIM
ER株式会
社

4 指定年月日

令和7年6
月1日

5 障害児通所支援の種類

放課後等デ
イサービス

◎世田谷区告示第394号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和7年6月2日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称

放課後等デ
イサービス
ころん 上
野毛

2 事業所の所在地

東京都世田
谷区上野毛
一丁目12番
11号アベニ
ュー上野毛
1F

3 申請者の名称

株式会社ま
るちず

4 指定年月日

令和7年6
月1日

5 障害児通所支援の種類

児童発達支
援

◎世田谷区告示第395号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年6月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第396号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年6月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第397号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年6月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第398号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年6月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月3日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

45-10

2 変更の区間

世田谷区世田谷三丁目1039番4の内から1039番1の内まで

3 変更の区域

延 長 8.67メートル

幅 員 0.12メートル

面 積 1.09平方メートル

4 供用開始の期日

令和7年6月3日

◎世田谷区告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月3日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区松原三丁目951番45

3 変更の区域

延 長 22.74メートル

幅 員 0.20メートルから

0.23メートルまで

面 積 4.97平方メートル

4 供用開始の期日

令和7年6月3日

◎世田谷区告示第401号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月3日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
33-D323-09
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川二丁目27番38の内
- 3 変更の区域
延 長 10.33メートル
幅 員 0.54メートルから
0.55メートル
面 積 5.85平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年6月3日

◎世田谷区告示第402号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月4日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
23-D291-05
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘一丁目2609番22
- 3 変更の区域
延 長 8.96メートル
幅 員 0.12メートルから
0.16メートルまで
面 積 1.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年6月4日

◎世田谷区告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月6日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
26-11
- 2 供用開始の区間
世田谷区桜上水五丁目465番29から466番5の内まで
- 3 供用開始の区域
延 長 39.80メートル
幅 員 4.04メートル
面 積 163.76平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年6月6日

◎世田谷区告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月9日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区域
世田谷区千歳台五丁目472番5の内
- 3 変更の区域
延 長 8.16メートル
幅 員 0.18メートル
面 積 1.49平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年6月9日

◎世田谷区告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月9日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤四丁目418番19
- 3 変更の区域
(1) 面 積 1.31平方メートル
(2) 延 長 16.64メートル
幅 員 0.16メートルから
0.22メートルまで
面 積 3.33平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年6月9日

◎世田谷区告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月9日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
(3) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区代沢二丁目73番4の内
(2) 世田谷区代沢二丁目73番4の内
(3) 世田谷区代沢二丁目62番26から73番2まで
- 3 変更の区域
(1) 延 長 80.43メートル
幅 員 0.00メートルから

0.17メートルまで
面 積 6.69平方メートル
(2) 延 長 14.81メートル
幅 員 0.00メートルから
0.73メートルまで

面 積 1.24平方メートル
(3) 延 長 70.40メートル
幅 員 0.11メートルから
2.22メートルまで

面 積 149.98平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和7年6月9日

◎世田谷区告示第407号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月10日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
21-G127
- 2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1854番11の内
- 3 変更の区域
延 長 10.33メートル
幅 員 0.80メートルから
0.85メートルまで
面 積 8.45平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年6月10日

◎世田谷区告示第408号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月10日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
43-D002-10
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷三丁目413番45
- 3 変更の区域
延 長 15.70メートル
幅 員 0.60メートルから
0.63メートルまで
面 積 9.75平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和7年6月10日

◎世田谷区告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 11 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1099番19の内
- 3 変更の区域
延長 8.68メートル
幅員 0.09メートルから
0.59メートルまで
面積 2.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 6 月 11 日

◎世田谷区告示第410号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 11 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 11 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
11-D001-07
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1099番19の内
- 3 変更の区域
延長 11.93メートル
幅員 0.52メートルから
0.59メートルまで
面積 6.67平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 6 月 11 日

◎世田谷区告示第411号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第 5 条第 1 項の規定により告示する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 11 日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 11 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区八幡山三丁目24番先から
八幡山三丁目15番先まで
- 3 指定年月日
令和 7 年 6 月 11 日

◎世田谷区告示第412号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第 5 条第 1 項の規定により告示する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 11 日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 11 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区八幡山三丁目24番先から
八幡山三丁目25番先まで
- 3 指定年月日
令和 7 年 6 月 11 日

◎世田谷区告示第413号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 13 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 13 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
21-D539-02
- 2 変更の区間
世田谷区松原二丁目561番12
- 3 変更の区域
延長 9.61メートル
幅員 0.16メートルから

0.26メートルまで

面積 2.16平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和 7 年 6 月 13 日

◎世田谷区告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 13 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 13 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷三丁目66番11の内から66番10の内まで
- 3 変更の区域
延長 19.02メートル
幅員 0.10メートルから
0.16メートルまで
面積 2.88平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 6 月 13 日

◎世田谷区告示第415号

令和 7 年 6 月 12 日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第 2 項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 13 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 令和 7 年度世田谷区一般会計補正予算（第 1 次）
 - 2 令和 7 年度世田谷区一般会計補正予算（第 2 次）
- 別添省略

◎世田谷区告示第416号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 3 第 1 項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年 3 月世田谷区条例第 8 号）の規定により、次のように本区財政状況を公表する。

令和 7 年 6 月 13 日

世田谷区長 保 坂 展 人

令和 6 年度下半期の財政状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

1. 一般会計歳入執行状況

区分	特別区税	国・都支出金	特別区交付金	①の内数諸収入	繰入金・特別区債	その他	合計
予算現額	1,374.4億円	1,173.5億円	701.1億円	112.9億円	234.7億円	661.9億円	4,258.5億円
収入済額	1,273.0億円	954.6億円	739.1億円	84.3億円	32.8億円	703.0億円	3,786.9億円
収入率	92.6%	81.3%	105.4%	74.7%	14.0%	106.2%	88.9%

2. 一般会計歳出執行状況

区分	民生費	総務費	土木費	教育費	環境費	公債費	その他	合計
予算現額	2,112.9億円	652.4億円	404.5億円	618.0億円	155.4億円	99.1億円	216.2億円	4,258.5億円
支出済額	1,758.4億円	470.8億円	279.5億円	401.4億円	140.4億円	98.4億円	140.7億円	3,289.7億円
執行率	83.2%	72.2%	69.1%	65%	90.3%	99.3%	65.1%	77.2%

3. 特別会計歳入歳出執行状況

会 計		国民健康保険 事業会計	後期高齢者 医療会計	介護保険 事業会計	学校給食費 会計
予算現額		856.0億円	266.3億円	764.7億円	35.6億円
歳 入	収入済額	778.7億円	259.3億円	664.4億円	34.0億円
	収入率	91.0%	97.4%	86.9%	95.7%
歳 出	支出済額	790.2億円	254.8億円	652.7億円	30.3億円
	執行率	92.3%	95.7%	85.4%	85.1%

4. 区民の区税負担

年 度	日本人人口	外国人人口	人口計	世 帯	特別区税予算 現 額	ひとりあたりの 負 担 額	1世帯あたりの 負 担 額
令和3年度	896,168人	20,977人	917,145人	491,159世帯	128,388,957千円	139,988円	261,400円
令和4年度	893,994人	23,711人	917,705人	494,707世帯	132,939,488千円	144,861円	268,724円
令和5年度	894,511人	26,085人	920,596人	499,646世帯	136,565,437千円	148,345円	273,324円
令和6年度	897,428人	28,675人	926,103人	505,769世帯	137,443,603千円	148,411円	271,752円

5. 特別区債の状況

区分	教育債	土木債	民生債	総務債	減税等補てん債	合計
現在高	199.2億円	132.4億円	35.5億円	38.4億円	2.0億円	415.6億円
構成比	47.9%	31.9%	8.5%	9.2%	0.5%	100.0%

6. 区有財産の状況

土 地	建 物	工 作 物	有価証券	出資による権利	債 権	基 金
257万6725.18平方メートル	127万2956.09平方メートル	307億462万円	4億3000万円	28億4296万円	69億1738万円	1658億9846万円

7. 一時借入金状況

下半期は、一時借入金を必要としませんでした。
※一時借入金とは、支払資金が一時的に不足する場合、年度内に返済することを条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。

◎世田谷区告示第417号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和7年6月13日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和7年6月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月13日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
R7-2
- 認定する起終点
世田谷区鎌田三丁目224番1の内から224番2の内まで
- 道路の延長
58.84メートル
- 道路の幅員
0.00メートルから19.63メートルまで
- 道路の面積
595.61平方メートル

◎世田谷区告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月16日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
28-1
- 変更の区間
世田谷区尾山台二丁目183番15
- 変更の区域
延長 50.46メートル
幅員 0.15メートルから0.16メートル
面積 8.06平方メートル
- 供用開始の期日
令和7年6月16日

◎世田谷区告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
28-1

- 変更の区間
世田谷区松原三丁目783番100の内から783番72まで
- 変更の区域
延長 15.82メートル
幅員 0.82メートルから0.94メートルまで
面積 13.96平方メートル
- 供用開始の期日
令和7年6月17日

◎世田谷区告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年6月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月18日
世田谷区長 保坂展人

- 認定番号
28-1
- 変更の区間
世田谷区千歳台三丁目18番2から18番20の内まで
- 変更の区域
延長 15.49メートル
幅員 0.08メートルから0.12メートルまで
面積 1.63平方メートル
- 供用開始の期日
令和7年6月18日

◎世田谷区告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 18 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 18 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区域
世田谷区経堂三丁目307番17の内
- 3 変更の区域
延長 8.19メートル
幅員 0.63メートルから
0.65メートルまで
面積 5.26平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 6 月 18 日

◎世田谷区告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 20 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷六丁目778番20から778番18まで
- 3 変更の区域
延長 17.80メートル
幅員 0.74メートルから
0.75メートルまで
面積 13.17平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 6 月 20 日

◎世田谷区告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 20 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
(1) R 3-2
(2) R 3-2
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区千歳台二丁目779番11
(2) 世田谷区千歳台二丁目779番13
- 3 変更の区域
(1) 延長 61.93メートル
幅員 0.49メートルから
0.50メートルまで
面積 31.25平方メートル
(2) 延長 58.40メートル
幅員 0.50メートル

面積 29.20平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和 7 年 6 月 20 日

◎世田谷区告示第425号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 20 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
11-D507-06
- 2 変更の区間
世田谷区北沢一丁目401番19の内
- 3 変更の区域
延長 8.28メートル
幅員 0.61メートルから
0.65メートルまで
面積 5.23平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 6 月 20 日

◎世田谷区告示第426号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第79条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 20 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 事業所の名称
介護センターさくら
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区千歳台一丁目39番16-205号
- 3 事業者の名称
株式会社千歳
- 4 指定年月日
令和 7 年 7 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 25 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 25 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水四丁目429番42の内から429番306の内まで
- 3 変更の区域
延長 14.61メートル
幅員 0.63メートル
面積 9.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 6 月 25 日

◎世田谷区告示第428号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260

条の 2 第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第 1 項第 6 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 26 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 名称
代田東町会
- 2 区域
世田谷区代田二丁目12番及び18番から36番まで並びに世田谷区代田五丁目 1 番から35番までの区域
- 3 主たる事務所
東京都世田谷区代田二丁目20番 6 号
- 4 代表者の氏名及び住所
白石幸江
東京都世田谷区代田五丁目35番29号メゾンホワイト301
- 5 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
篠崎弘美
東京都世田谷区代田五丁目24番 10号

◎世田谷区告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 27 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷三丁目5000番32の内から5000番19の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.58メートル
幅員 1.54メートルから
1.64メートルまで
面積 18.53平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 7 年 6 月 27 日

◎世田谷区告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 6 月 27 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷三丁目5000番32の内から5000番19の内まで
- 3 変更の区域
延長 0.05メートル
幅員 1.54メートル

世田谷区公報

面積 0.07平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年6月27日 ◎世田谷区告示第431号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。 この関係図面は、令和7年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年6月27日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 21-G266 2 廃止する起終点 世田谷区世田谷三丁目1034番地先無番から1034番地先無番まで 3 廃止の期日 令和7年6月27日 ◎世田谷区告示第432号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和7年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年6月30日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 21-G248 2 変更の区間 世田谷区若林四丁目263番1の内から263番17の内まで 3 変更の区域 延長 13.38メートル 幅員 0.48メートルから 0.50メートルまで 面積 6.59平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年6月30日 ◎世田谷区告示第433号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年6月30日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 21-G248 2 変更の区間 世田谷区若林四丁目263番17の内 3 変更の区域 延長 0.02メートル 幅員 0.50メートル 面積 0.01平方メートル ◎世田谷区告示第434号	道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年6月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区北沢一丁目353番12の内から353番11の内まで (2) 世田谷区北沢一丁目353番11の内 3 変更の区域 (1) 延長 8.58メートル 幅員 0.63メートル 面積 5.44平方メートル (2) 面積 2.03平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年6月30日 ◎世田谷区告示第435号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年6月30日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1 2 変更の区間 (1) 世田谷区代沢二丁目147番1の内 (2) 世田谷区代沢二丁目147番1の内 3 変更の区域 (1) 延長 18.70メートル 幅員 0.49メートルから 0.71メートルまで 面積 10.66平方メートル (2) 延長 0.18メートル 幅員 0.56メートル 面積 0.44平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年6月30日 ◎世田谷区告示第436号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和7年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年6月30日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 45-G219 2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区喜多見六丁目2728番4地先無番から2791番1地先無番まで (新) 世田谷区喜多見六丁目2734番	4 地先無番から2791番1地先無番まで 3 廃止の期日 令和7年6月30日 ◎世田谷区告示第437号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。 この関係図面は、令和7年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年6月30日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 45-G219-01 2 指定する起終点 世田谷区喜多見六丁目2728番4地先無番から2732番1地先無番まで 3 用途 区管理道路 ◎世田谷区告示第438号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和7年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年6月30日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 31-D283-04 2 変更の区間 世田谷区上馬四丁目784番12の内 3 変更の区域 延長 8.59メートル 幅員 0.43メートルから 0.50メートルまで 面積 4.03平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年6月30日 ◎世田谷区告示第439号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和7年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年6月30日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 31-D283-05 2 変更の区間 世田谷区上馬四丁目784番12の内 3 変更の区域 延長 0.05メートル 幅員 0.50メートル 面積 0.02平方メートル
--	---	---

公 告

◎世田谷区公告第39号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり管理協定を締結するので、同項の規定により公告し、当該管理協定を公衆の縦覧に供する。
なお、当該管理協定について、関係人は、縦覧期間満了の日までに世田谷区長に意見書を提出することができる。

令和7年6月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 管理協定の名称
鳥山弁天池特別緑地保全地区管理協定
- 2 管理協定区域
世田谷区北鳥山四丁目1443番2、1433番4、1444番及び1445番
- 3 管理協定の有効期間
令和7年7月9日から令和12年7月8日
- 4 管理協定の縦覧場所
世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課

◎世田谷区公告第40号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年6月23日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見七丁目 3365番5 3365番7	東京都武蔵野市境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地重彦

◎世田谷区公告第41号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年6月23日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区玉川四丁目 1700番1の一部 1700番2 1701番1の一部 1701番2の一部	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー41階 プロパティエージェント株式会社 代表取締役 中西聖

◎世田谷区公告第42号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年6月24日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区北鳥山九丁目 2055番10の一部	東京都小平市鈴木町一丁目475番地1 武蔵開発株式会社 代表取締役 深松優

◎世田谷区公告第43号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年6月25日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区北鳥山五丁目 2332番6 2334番9 北鳥山七丁目 2301番4 2296番14	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 株式会社フージャースコーポレーション 代表取締役 小川栄一

◎世田谷区公告第44号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年6月30日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区深沢三丁目 12番46	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号 西日本鉄道株式会社 代表取締役 林田浩一

◎世田谷区公告第45号

情報公開制度の実施状況の公表について

世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第28条の規定により、令和6年度の情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。

令和7年6月30日

世田谷区長 保坂展人

1 行政情報の開示請求の状況及び行政情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請 求 件 数	処 理 状 況							取 下 げ	拒 否
		全 部 開 示	一 部 開 示	非 開 示						
					非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否 等			
区 長	426	167	189	40	6	29	5	30	0	
教 育 委 員 会	34	5	16	9	3	5	1	4	0	
選挙管理委員会	3	1	1	0	0	0	0	1	0	
監 査 委 員	3	0	1	2	0	1	1	0	0	
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
議 会	3	1	2	0	0	0	0	0	0	
計	469	174	209	51	9	35	7	35	0	

世田谷区公報

2 開示決定等の期間延長の状況			区 長			5 件	◎世田谷区公告第46号		
(1) 30日までの延長			教 育 委 員 会			0 件	個人情報保護制度の実施状況の公表について		
区 長			選挙管理委員会			0 件	世田谷区個人情報保護条例（令和5年3月世田谷区条例第3号）第12条の規定により、令和6年度の個人情報保護制度の実施状況を次のとおり公表する。		
教 育 委 員 会			監 査 委 員			0 件	令和7年6月30日		
選挙管理委員会			農 業 委 員 会			0 件	世田谷区長 保 坂 展 人		
監 査 委 員			議 会			0 件			
農 業 委 員 会			計			5 件			
議 会			3 その他						
計			不服申立て件数			10件			
(2) 30日を超える延長									

1 保有個人情報の開示請求の状況及び保有個人情報の開示又は不開示等の決定の状況									
実施機関	請求件数	処 理 状 況						取下げ	拒否
		全部開示	部分開示	不開示	不開示	不存在	存否応答拒否等		
区 長	271	28	165	68	57	10	1	7	3
教 育 委 員 会	17	9	6	2	0	0	2	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	288	37	171	70	57	10	3	7	3

2 開示決定等の期間延長の状況			区 長			0 件	不服申立て件数			5 件
(1) 30日までの延長			教 育 委 員 会			0 件	規 則（教）			
区 長			選挙管理委員会			0 件	次に掲げる規則を公布する。			
教 育 委 員 会			監 査 委 員			0 件	令和7年6月16日			
選挙管理委員会			農 業 委 員 会			0 件	世田谷区教育委員会			
監 査 委 員			計			0 件	世田谷区教育委員会規則第17号			
農 業 委 員 会			5 保有個人情報の利用停止請求の状況及び保有個人情報の利用停止又は不利用停止等の決定の状況				幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則			
計							幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則			
(2) 30日を超える延長			区 長			1 件	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。			
区 長			教 育 委 員 会			0 件	第14条第4項第2号中「及び第18条」を「、第18条及び第18条の3」に改め、同項に次の1号を加える。			
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件	(9) 育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されて勤務しなかった期間			
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件	第30条第12項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を削り、同項ただし書を削る。			
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件	第30条の2第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削り、同条第3項中「よる部分休業又は条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を「よる部分休業(以下「第1号部分休業」という。)又は次条第5項に規定する第1号子育て部分休暇」に、「当該部分休業又は当該子育て部分休暇」を「当該第1号部分休業又は当			
農 業 委 員 会			計			1 件				
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2) 30日を超える延長			区 長			0 件				
区 長			教 育 委 員 会			0 件				
教 育 委 員 会			選挙管理委員会			0 件				
選挙管理委員会			監 査 委 員			0 件				
監 査 委 員			農 業 委 員 会			0 件				
農 業 委 員 会			計			0 件				
計										
(2)										

該第1号子育て部分休暇」に改める。

第30条の3第1項を次のように改める。

条例第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を申請するかを教育委員会に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内

第30条の3第2項中「規則」を「教育委員会規則」に、「満12歳に達する日以後」を「満12歳に達する日後」に改め、同条第9項を同条第14項とし、同条第8項第2号を次のように改める。

(2) 職員が第3項変更をしたとき。

第30条の3第8項第3号を削り、同項を同条第13項とし、同条第7項を同条第12項とし、同条第6項中「でない」を「でない。また、次の各号に掲げる場合については、承認することができない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第1号子育て部分休暇の申請があった場合
- (2) 第1号部分休業に係る申出（申出内容の変更による場合を含む。）をしている職員について、第2号子育て部分休暇の申請があった場合

第30条の3第6項を同条第11項とし、同条第5項中「申請」の次に「、第1項申出及び第3項変更」を加え、同項を同条第10項とし、同条第4項中「養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等」を「次の各号に掲げる場合においては、当該各号に係る証明書等」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 養育を必要とする事由を確認する必要があると認めるとき
- (2) 第1項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ当該子育て部分休暇に係る子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認める場合

第30条の3第4項を同条第9項とし、同条第3項中「職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業」を「第1号部分休業」に、「子育て部分休暇」を「第1号子育て部分休暇」に、「当該部分休業」を「当該第1号部分休業」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

7 第1項第2号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であ

って、当該勤務時間の全てについて申請があったとき 当該勤務時間の時間数

- (2) 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申請があったとき 当該残時間数

8 職員の育児休業等に関する条例第15条の2の規定による部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する第2号子育て部分休暇の承認については、第1項第2号に掲げる時間から、当該第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第30条の3第2項の次に次の3項を加える。

3 第1項の規定による申出（以下「第1項申出」という。）をした職員は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出内容の変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ当該職員の子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 第1項申出をした職員は、当該申出をした範囲内（第3項変更をした場合においては、その変更後の範囲内）において、子育て部分休暇を申請することができる。

5 第1項第1号に掲げる範囲内で申請する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の第30条の規定による介護休暇、改正後の第30条の2の規定による介護時間及び改正後の第30条の3の規定による子育て部分休暇の取得のために必要な手続は、令和7年10月1日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この規則による改正後の第30条の3第1項第2号に掲げる範囲内において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第18条の3第1項に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の申請（この規則による改正後の第30条の3第4項の規定による申請をいう。以下同じ。）をする場合における同号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

4 令和7年9月30日において、同年10月1日以後も引き続いてこの規則による改正前の第30条の3の規定による子育て部分休暇の承認（以下「改正前の子育て部

分休暇の承認」という。）を受けている職員のうち、同年9月30日までにこの規則による改正後の第30条の3第5項に規定する第1号子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）について附則第2項の規定による申出（同条第1項の規定による申出をいう。以下同じ。）がなく、かつ、同条第7項に規定する第2号子育て部分休暇について附則第2項の規定による申出がないものは、同年10月1日において、改正前の子育て部分休暇の承認を受けた内容で第1号子育て部分休暇の申出及び申請をした者とみなす。

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和7年6月2日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和7年6月2日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和7年6月2日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,489

6分の1の数 129,069

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,735

◎世田谷区選挙管理委員会告示第11号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（第30条の12において準用する場合を含む。）の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和7年6月2日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第12号

東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和56年東京都条例第66号）第1条第1項の規定により、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）におけるポスター掲示場を、「令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧」の場所に設置する。

令和7年6月11日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第13号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定における令和7年6月12日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。 令和7年6月12日 世田谷区選挙管理委員会 50分の1の数 15,512 6分の1の数 129,264 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,930 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第14号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙一覧のとおり選任した。 令和7年6月13日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第15号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における各投票区の投票所を別紙一覧のとおり定める。 令和7年6月13日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第16号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により準用される第39条の規定により、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における期日前投票所を、別紙一覧のとおり定める。 令和7年6月13日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第17号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における投票管理者及び同職務代理者を、別紙一覧のとおり選任した。	令和7年6月13日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第18号 令和7年6月13日世田谷区選挙管理委員会告示第14号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。 令和7年6月14日 世田谷区選挙管理委員会 以下省略 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第19号 令和7年6月13日世田谷区選挙管理委員会告示第14号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。 令和7年6月17日 世田谷区選挙管理委員会 以下省略 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第20号 令和7年6月13日世田谷区選挙管理委員会告示第14号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。 令和7年6月18日 世田谷区選挙管理委員会 以下省略 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第21号 令和7年6月13日世田谷区選挙管理委員会告示第14号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。 令和7年6月19日 世田谷区選挙管理委員会 以下省略 ◎世田谷区選挙管理委員会告示第22号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。 令和7年6月22日 世田谷区選挙管理委員会 別紙省略 告 示（選挙長） ◎東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）選挙長告示第1号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する第62条第6項の規定により、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。 令和7年6月13日 東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）選挙長 管 沼 勉 1 場所 世田谷区選挙管理委員会室 世田谷区世田谷四丁目22番33号 世田谷区役所西棟2階 2 日時 令和7年6月19日 午後5時	30分開始 ◎東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）選挙長告示第2号 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の規定により、令和7年6月22日執行の東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）において、同年6月13日、別紙のとおり候補者の届出があった。 令和7年6月13日 東京都議会議員選挙（世田谷区選挙区）選挙長 管 沼 勉 別紙省略 告 示（農） ◎世田谷区農業委員会告示第6号 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第23回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。 令和7年6月16日 世田谷区農業委員会会長 穴 戸 幸 男 1 開催日時 令和7年6月24日（火） 午後3時 2 開催場所 三軒茶屋分庁舎3階 教室 3 審議事項 (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について (3) 第3号議案 その他の事項について 告 示（監） ◎世田谷区監査委員告示第8号 住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。 令和7年6月25日 世田谷区監査委員 大 塚 勇 同 市 川 稜 同 和 田 秀 壽 同 藤 井 真 尚
---	--	---

- 第 1 請求の受付
- 1 請求人 A 世田谷区
- 2 請求書の提出 令和 7 年 4 月 25 日
- 3 請求の内容 請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」（別紙）による請求の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

世田谷区長が、要綱で設置した区史編さん委員会の委員に、給与扱いで報償費（一例を挙げれば、令和 7 年 1 月 14 日に起案決定した令和 6 年 12 月分の給与）を支払ったことは、違法な支出にあたる。全委員に給与扱いで支払った報償費全額の返還を求める。

報償費を、各種委員会に該当する区長の私的諮問機関の特別職非常勤（地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号）に支払うことも、執筆や調査、講演を委託した私人に支払うことも問題は無い。一方で、「附属機関に係る公金支出差止等請求控訴事件」（大阪高裁平成 27 年 6 月 25 日判決、原審大阪地裁平成 26 年 9 月 3 日判決）は、附属機関条例主義（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項（以下、「当該条項」という。））を厳格に適用し、法律又は条例により設置されるべき附属機関を、これらによらずに設置したことを違法であると判断し、違法に設置された附属機関委員等に対する報償費の支出は法令上の根拠を欠き、全て違法と判断している。

区が区史編さん委員に給与として支払って給与扱いで源泉徴収する為には、即ち国税庁の言う「各種委員会の委員」に該当させるためには、当該条項の「附属機関」になるよう、条例設置とすることがあった。

区は区史編さん委員会や下部組織を要綱設置としており、私人への委託としても、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号の非常勤特別職であったとしても、報償費として支払う場合は、各種委員会には該当しないため、給与として取り扱うことはできない。ちなみに要綱設置で区史編さんにあたった他自治体では、支払いが執筆料、講演料と同じ謝金として税率（10.21%）で源泉徴収していた。

以上ことから、区が要綱で設置した区史編さん委員会の委員に、給与扱いで報償費を支払ったことは違法である。

違法な支出はその金額全てが無効であり、本来支出されるべきでなかったものだから、区財政に損害を与えると共に、住民からの区への信頼性を損なっている。

なお、令和 7 年 3 月 6 日の区議会予算特別委員会において「区史編さん委員会以外に、要綱設置の委員会委員への給与扱いでの報償費の支払いの事例がどれくらいあるか」と問われた際、区総務部長が「全体把握はできていない」と答弁していることから、世田谷区では違法な給与扱いでの報償費支払いが多数存在すると推察される。これらの支払いについても全額の返還を求める。

世田谷区職員措置請求監査結果

〔区史編さん委員会等の委員への報償費に関する件〕

令和 7 年 6 月

世田谷区監査委員

(2) 事実証明書
支出負担行為兼支出命令書一式(支出命令日:令和7年1月14日、令和6年度支出命令番号146154)

4 請求の要件審査
本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備した請求が合
まれていると認め、令和7年4月25日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項
請求の要旨から、監査対象事項は次のとおりとした。
区が要綱で設置した区史編さん委員会等の委員に支払った報償費の支出につ
いて、条例設置ではない委員会の委員に対して給与所得として取り扱ったこと
が違法な公金の支出にあたるかどうか。

2 請求人の追加証拠の提出及び陳述
地方自治法第242条第7項に基づく陳述については、請求人から陳述を行
わない旨の申し出があったため、実施していない。
また、請求人からの新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部

政策経営部を監査対象部とした。

4 監査対象部の見解

監査対象部からは、本件請求に対する令和7年5月21日付弁明書を受理し
た。弁明書において述べられた見解は以下のとおりである。

(1) 請求人の主張に対する、弁明書における監査対象部の見解

① 区史編さん委員会は、要綱を設置根拠としていることから当該条項に反
しており違法であるという主張について
附属機関とは、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い、調停
を行ったり、審査を行ったり、諮問を受けて審議を行ったり、調査を行っ
たりすることを職務とする機関である。大阪高裁平成27年6月25日判
決では、附属機関の定義・あてはめに関する確立した理解はないと指摘し
ている。

当該条項の「審査」とは、特定の事項について判定ないし結論を導き出
すために、その内容を検討することを、「諮問」とは、特定の事項につい
て意見や見解を求めることを、「審議」とは、特定の事項について意見を
述べ議論することを(諮問)に応じて審議が行われることを想定したもの)、
「調査」とは、一定の範囲の事項についてその真実を調べることを、それ
ぞれ意味する。

区史編さん委員会は、区史の編さんに係る基本方針、編集、刊行に関す
る区史編さん委員会として設けられた。
区は、区史編さん委員会に対して意見や見解を求めているものではなく、
また、当該委員会が提出した原稿をもとにそこからさらに区で検討を行う

ものでもなく、当該委員会に対して原稿の編集及び完成を求めているので
あるから、区史の編集、刊行という仕事の完成を区の外部に委託したにす
ぎず、上記の「調停」、「審議」、「諮問」に応じた「審議」にはあたらない。
区の歴史について書籍として読みやすい文書の作成を委託しているのであ
って、上記の「調査」にも当たらない。
したがって、条例設置すべき附属機関には当たらないと考える。

② 要綱設置の区史編さん委員会は、国税庁通達の地方公共団体の各種委員
会に当たらないことから当該委員会に支出する報償費は給与所得とし
て取り扱うことはできず、違法な支出であるという主張について
監査対象部は、所得税の取り扱いについて、区史編さん事業の内容や編
さん委員がどのような形で区史編さん事業に関わっているかなど、編さん
委員が具体的にどのような作業を行っているかを説明した上で、複数回にわ
たり国税庁の見解を求めるところ、国税庁からは、執筆原稿料につい
ては事業所得としての取り扱いを、委員会への出席や編さん委員が各自で
行う調査研究等は給与所得として取り扱うよう指導されている。区として
は、かかる指導及び国税庁の通知(所得税基本通達28-7)に従い、給
与所得として扱っていたものであるから、違法又は不当な支出ではない。

③ 本請求で指摘した違法な支出はすべてが無効であり、本来支出されるべ
きでなかったものだから、区財政に損害を与えているという主張について
区としては国税庁からの指導に従い事務処理を行ったに過ぎず、ここ
で、本来、本人が納めるべき所得税の額の多寡であり、仮に源泉徴収税率
に過誤があったとしても、最終的に本人が所得税の確定申告を行うことで、
納税額が適正なものとなり、区に対して直ちに損害を与えている訳ではな
い。

第3 監査対象部への事情聴取等

本事業に関する概要等について、監査対象部からの事情聴取等を行った。そ
の要旨は以下のとおりである。

1 世田谷区史編さん事業の概要と運営体制

世田谷区史編さん事業は、区民の地域理解と愛着の醸成、歴史・伝統文化の
見直しによる区の発展と文化向上への寄与、そして地域の有形・無形歴史資料
の後世継承と活用を三つの柱として実施されている。令和7年度予算は、約
1960万円であり、今後も同程度の予算規模を見込んでいる。
事業の進捗状況については、令和7年3月に第1弾として近世編(江戸時代
中心)を刊行し、以後毎年1冊ずつ時代別の編さん物を発行する計画である。
1回だけ2冊発行する年度があり、今後4年間をかけて事業を完了し、令和1
年3月をもって終了する予定としている。

区史編さんの基本方針は平成29年に区が策定し、議会報告を経て実施され
ている。監査対象部では、「原始・古代史」、「中世史」、「近世史」、「近現代史」
という4つの時代別の編さん委員会が設置されている。
なお、この点について事実関係を確認したところ、監査対象部では、区史編
さんを推進するために、平成29年4月20日に「世田谷区史編さん委員会設

置要綱」を制定し、同年 6 月 20 日に、同要綱に基づき「世田谷区史編さん委員会」(以下「前委員会」という。)を発足させている。前委員会は、編さんに係る基本方針に関すること、編集に関すること、刊行に関すること、その他編さんに関し必要な事項を検討するために設けられた。なお、前述の区史編さんの基本方針は、前委員会が検討し、それを受けて区が決定したものである。前委員会は、令和 4 年 2 月 28 日に「世田谷区史編さん委員会設置要綱」の廃止により終了し、同日付で、「世田谷区史編さん委員会設置要綱」の制定により、「世田谷区近現代史編さん委員会設置要綱」が制定され、各要綱に基づき、時代別に 4 つの区史編さん委員会が設置された(時代別の全ての委員会を併せて以下「現委員会」という。)。現委員会では、現在も平成 29 年に決定された当初の基本方針に基づいて区史編さん事業が推進されている。

また、令和 4 年 8 月 1 日に制定された「世田谷区史編さん委員会委員長・副委員長会議設置要綱」に基づき、4 つの時代に共通する事項について議論する場として、「世田谷区史編さん委員会委員長・副委員長会議」が設置されたが、会議の開催実績は 1 回のみである。

2 委員会の設置根拠と法的位置づけ

前項で触れたように、現委員会は時代別に設置されており、その設置根拠は要綱によるものである。

現委員会の活動内容については、通常の審議会における諮問を受けてなされる調査・審議・審査といったものとは異なり、各委員が執筆分担に応じて原稿を作成し、それを委員会で検討・編集して最終的に刊行物とする業務である。監査対象部では、この性質から、調査・審議・審査機能には該当しないとの見解をとっており、附属機関として条例による設置が求められるものとは考えない。

3 委員の選任と組織運営

委員は学識経験を有する者のうちから区長が委嘱しており、任期は 2 年間である。大学等に所属する委員の事情を考慮して、1 年ごとに更新を確認する運用を行っている。

前委員会の委員選任については、郷土資料館に所属する学芸員の人脉が活用された。具体的には、世田谷の研究に携わる専門家や郷土資料館と協力関係にある研究者を中心として、さらに学術界における横のつながりを通じて委員を選任した。事業開始後は、委員会内部での執筆分担決定過程において、特定分野の専門家が必要となった場合に、既存委員の推薦を受けて新たな委員を委嘱することもある。

臨時委員については、委員長が特に必要と認める場合に設置されるものであり、委員会活動に従事することとされている。

その他、調査員も設置されているが、調査員と委員との相違については、調査員は、執筆を担当せずに世田谷区史に関する調査業務のみを担当し、また委員会に出席を求められることもあるものの委員会の構成メンバーにはならず、委員(臨時委員を含む)は世田谷区史の執筆を担当し、かつ委員会の構成メンバーとなる点で明確に区別されている。

4

4 現委員会の職務と区との関与

前委員会では、区史編さん事業に関する基本方針について検討が行われ、これに基づき、区が基本方針を策定した。これに対して現委員会では、主に区史の編さんにかかる作業が行われている。

現委員会の開催日時は、年間計画に基づき原稿締切りに向けて委員会を開催し、次回開催日は委員の予定を確認しながら決定されている。委員会では執筆分担して執筆、必要に応じて委員の増員の判断、調査研究の実施の必要性の判断、分担して執筆した原稿執筆者間の重複部分の調整、校正作業、内容の検証等が行われ、全体の完成までの作業を依頼している。これらの作業は、各委員会において完結し、監査対象部が委員会に出席していることもあり、刊行に至るまで区に対して何らかの報告が行われるといったことはない。

各委員は、このような委員会の決定に従い、自らの担当部分の執筆、及び執筆のための調査研究活動を行う。

各委員の行う調査・研究は、例えば、請求人提出の事実証明書の支払対象となっている作業は、臨時委員では、収集した土器の整理・リスト化や土器の測定作業であり、委員では、古文書の内容を確認し現代仮名遣いへの修正作業である。

区と委員会との関係については、区史の編集・刊行という仕事の完成を区の外部に委託したものと位置づけている。平成 29 年度当時に区史編さんの基本方針を提示し、それに基づいて各委員会が独立して時代別の刊行物を作成する体制が構築されている。

監査対象部の関与については、最初に監査対象部より、編さんの依頼を行い、それ以降は、内容面の議論には介入せず、当初より予定されていた執筆要領に従っているかどうかといった点やページ数や予算の枠組み等の形式的事項に限られている。例えば、依頼した 800 ページを大幅に超過する場合には、予算の範囲内に収まるように削減を求めるなどしている。委員会の委員構成についても、区は専門的知識を有する部署が限られているため、基本的に委員会の判断に委ねられており、区がこれに口出しをすることはない。

5 報償費の支出と財務処理

現委員会の委員に対する対価の支出については、その提供する役割によって扱いが異なる。委員による委員会出席については区が定めた「世田谷区原始・古代史編さん委員会、中世史編さん委員会、近世史編さん委員会、近現代史編さん委員会謝礼支払い基準(令和 4 年 4 月 1 日付 3 世企第 274 号)」(以下「支払基準」という。)の委員会 1 回あたりの基準単価に基づいて、また、調査研究活動についても、各委員が提出する調査研究報告書で報告された作業時間数を根拠に時間数に応じて、同基準が定める基準単価に基づいて、謝礼金として支払い、財務処理上、給与所得として扱っている。

これに対して、執筆に対する対価は、委員が執筆した原稿の著作権譲渡に対する原稿の執筆の謝礼金として、1 文字または 1 ページ毎に積算される金額を支払い、財務処理上、事業所得として扱っている。

6 国税庁との協議と税務処理

現委員会委員に対する報償費の支出について、昨年、一昨年と区は国税庁への相談を継続的に実施している。

5

28-7によれば、以下のように定められている。
「国又は地方公共団体の各種委員会(審議会、調査会、協議会等の名称のものを含む。)の委員に対する謝金、手当等の報酬は、原則として、給与等とす。ただし、当該委員会を設置した機関から他に支払われる給与等がなく、かつ、その委員会の委員として旅費その他の費用の弁償を受けない者に対して支給される当該謝金、手当等の報酬で、その年中の支給額が1万円以下であるものについては、課税しなくて差し支えない。この場合において、その支給額が1万円以下であるかどうかは、その所属する各種委員会ごとに判定するものとする。」

第5 監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 判断

(1) 本件請求のうち、現委員会以外の要綱設置の委員会の委員に給与扱いで支払った報償費に係る請求の部分は、地方自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

(2) 現委員会の委員に給与扱いで支払った報償費に係る請求は理由がないと認める。

2 判断理由

(1) 本件請求のうち監査を実施しない部分について
住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)を、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができ、その程度に個別的、具体的に提示することとする。また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に提示することを要するものといふべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に提示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないと解される(最高裁判所第三小法廷平成2年6月5日判決(最高裁判所民事判例集 44巻4号719頁))。

これを本件についてみると、現委員会以外の要綱設置の委員会の委員らに対する報償費の支出は、委員会の設置目的、委員の活動内容、個々の支出の根拠となる行為や書類等、また支出に関する手続き等が異なることを踏まえれば、これらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合に該当しないから、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるときに個別的、具体的に提示することが必要である。本件請求には、「世田谷区では違法な給与扱いでの報償費支払いが多数存在すると推察される。これら

7

国税庁からの回答によれば、委員会と名のつく組織については、設置根拠が条例であるか要綱であるかを問わず、給与所得として取り扱うこととされており、委員会活動に対する報酬は給与所得、執筆料については事業所得として区分するよう指導されている。

この指導に基づき、区は現委員会の委員に対する報酬について適切な源泉徴収を実施している。委員の多くは確定申告を行うため、最終的な税額調整は個人の確定申告において行われることとなる。

第4 事実関係の確認

本件請求にかかる提出書類、その他の資料及び監査対象部への事業聴取等に基づき、以下のとおり事実を確認した。

(1) 世田谷区史編さん委員会の概要

前委員会は、世田谷区史を新たに編さんするために、平成29年6月20日に要綱に基づき設置され、同年、基本方針が策定された。前委員会は、令和4年2月28日に廃止された。

世田谷区史編さん事業は、区民の地域理解と愛着の醸成、歴史・伝統文化の見直しによる区の発展と文化向上への寄与、そして地域の有形・無形歴史資料の後世継承と活用を目的とするものである。

現委員会は、時代区分に応じて「原始・古代史」、「中世史」、「近世史」及び「近現代史」という4つの異なる委員会が設置されており、加えて各委員会の委員長・副委員長により構成される「区史編さん委員会委員長・副委員長会議」が設置されている。なお、現在の時代区分に応じた4つの委員会は、令和4年に要綱が制定され、新たに設置されたものである。

(2) 現委員会の職務(所掌事項)

世田谷区史編さん事業における現委員会及び各委員の職務は、令和4年2月28日付の各委員会の設置要綱によれば、時代区分に応じた各区史の編さんに係る基本方針に関すること、編集に関すること、刊行に関すること、その他各区史の編さんに関し必要な事項を検討することとされている。

なお、各委員は、区との間で執筆した原稿に関する「区史編さんに係る著作権譲渡契約書」に基づく契約を締結し、同契約上、執筆要領等に従い、原稿を作成することが求められている。

(3) 現委員会の対価の支払

報償費の支出については、支払基準に基づき、委員会出席に対して委員会1回あたりの基準単価に基づいて支払われるものと、調査研究活動に対して各委員が提出する調査研究報告書で報告される作業時間数を根拠に時間数に応じて基準単価に基づいて支払われるものがある。

なお、執筆については、「世田谷区史編さん原稿執筆料、監修費支払い基準(令和5年4月14日付5世企第40号)」に基づき著作権譲渡の対価として、別途執筆料が1文字または1ページ当たりの単価で算定される。

(4) 現委員会の対価の取扱

委員会の委員に対する金銭の支払いについては、国税庁の所得税基本通達

6

の支払いについても全額の返還を求め。」との記載があるが、本件請求及びこれに添付された事実を証する書面支出負担行為兼支出命令書一式の各記載等を総合しても、令和7年1月14日に決定された支出命令(支出命令番号146154)を除き、特定の財務会計行為を監査委員が認識することができ程度に個別別、具体的に指示されたものではないことではでない。
したがって、本件請求のうち、現委員会以外の要綱設置の委員への報償費の支出に係る請求は、請求の特定を欠き、地方自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

(2) 監査対象事項である財務会計上の行為の違法性・不当性
本件請求のうち不適法として監査を実施しないこととした部分を除いた残余の部分、すなわち現委員会の委員に給与扱いで支払った報償費に係る支出について、以下に検討する。

- ① 現委員会の設置が当該条項に違反するか
ア 請求人の請求は、執筆や調査、講演を委託した私人に対価を支払うことは問題がないとしつつも、現委員会は条例により設置されるべき附属機関に該当し、条例に基づかない現委員会の設置が違法であることから、それに伴う支出も違法であると主張するものである。そこで、まず現委員会が附属機関に該当するかについて検討する。
イ 当該条項の「附属機関」の意義については、必ずしも画一的な解釈が存在するわけではない。この点について、当該条項は、普通地方公共団体が法律又は条例によって執行機関の附属機関として調停、審査、又は調査のための機関を置くことができる旨を、地方自治法第202条の3第1項は、附属機関とは、条例等の定めるところによりその担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関である旨をそれぞれ定めている。そして、一般的に、調停とは第三者が紛争当事者の間に立ち当事者の互譲によって紛争の妥当な解決を図ることを、審査とは特定の事項について判定ないし結論を導き出すためにその内容を検討することを、諮問とは特定の事項について意見や見解を求めることを、審議とは特定の事項について意見を述べ議論することを、調査とは一定の範囲の事項についてその真実を顕明することを、それぞれ意味するものと解され、附属機関とは、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴

¹ なお、此の点と関連して、請求人は、報償費を、執筆や調査を依頼した私人に支払うことは問題ないとしつつも、国税庁の法令解釈通達に依り給与として支出するためには、現委員会を附属機関にする必要があったとし、附属機関とすることなく支出したことは、違法であると主張する。

しかし、国税庁の所得税基本通達28-7は、委員会の委員に対する対価の支払について、それを所得税法上、給与所得と扱うか事業所得と扱うかということの運用、解釈基準を示すだけのものであり、およそ区が委員会を設置する際に附属機関として設置すべきか否か、その際の委員に対する対価の支払いをどのような形で行うかという事項について定めるものではないし、元より国税庁にそのようなことを定める権限もないのであるから、かかる主張を容れることはできない。

い、かかる意味での調停を行ったり、審査を行ったり、諮問を受けて審議を行ったり、調査を行ったりすることを職務とする機関であると解されることとする近時の裁判例(大阪地判平成26年9月3日、同控訴審大阪平成27年6月25日、名古屋高判令和5年12月20日)もある。

ウ 監査対象部の弁明書及び事情聴取等によれば、現委員会では、区長による委嘱により任命されるものの、各委員会が独立して時代別の刊行物を作成する体制が構築されており、監査対象部は内容面での議論には介入せず、当初より予定されていた執筆要領に従っているかどうかといった点やページ数や予算の枠組み等の形式的事項にのみ関与するとされていることである。また現委員会の業務内容は、基本方針の下、執筆分担の決定、調査研究の実施の必要性の判断、分担して執筆した原稿の重複部分の調整、校正作業、内容の検証等の世田谷区史の刊行に向けた編集作業等であると説明され、これらの説明を疑わせる事情は特に確認されていない。

また、監査対象部の説明によれば、現委員会を構成する委員については、世田谷区という地域の歴史に精通した有識者より選任され、その職務は委員会の決定に基づき、自らの担当部分の執筆、及び執筆のための調査研究活動を行うことであることであるが、これらの事實は各委員が、自らが執筆した原稿に関する著作権譲渡に関する契約を締結することや、委員により作成された報告書の業務内容に「遺物のリスト入力」「資料編原稿入力」と記載されていることによっても裏付けられる事柄であり、これを疑うべき事情も確認されていない。

そうであるすれば、現委員会及びその委員が行っている職務は、紛争当事者間の紛争解決を図ることや、特定事項に関し何らかの判定ないし結論を導き出すためにその内容を検討すること、又は特定の事項については審議に該当しないものと考えられる。また、現委員会及びその委員により行われる調査は、世田谷区史の原稿の執筆ないしは編集方針を決定するための世田谷区の歴史的事実に関する研究活動に他ならないのであって、行政執行の前提となる調査を行うものではなく、行政執行のため、又は行政執行に伴う調査と評すべきものとも言えず、これらの点からすれば現委員会は附属機関に該当するものと評することはできない。

他方で、平成29年11月10日に世田谷区議会に報告された、同日付「新たな世田谷区史編纂の基本的な考え方について」によれば、「この『基本的な考え方』は、編纂委員会の検討に基づき、新たな区史編纂の方向性を示すとともに、区史編纂事業のよりどころとして、定められたので、報告する。」と記載されており、かかる記載からは、前委員会において、区史編纂の基本方針に関する検討が行われ、区はそれを受けて基本方針を定めた事実が認められるところ、基本方針の検討に關して、前委員会は諮問に基づき審議を行っていたものと認めることが相当と認められる。

そして、前委員会の設置要綱が廃止された後に、改めて定められた現委員会の設置要綱においても、その所掌事項として、編纂に係る編集に關すること、刊行に關することに加え、前委員会と同様に「編纂に係る基本方針に關すること」が定められている。

いが、附属機関条例主義に反する附属機関の設置により生じたものであった場合、その他、現委員会の委員に対する報償費の支払い根拠に何らかの違法性が認められる場合であっても、変わらないのであって、現委員会の委員に対する報償費の返還請求権が認められることはないものと考ええる。

3 結 論
以上より、本件請求のうち、現委員会以外の要綱設置の委員会の委員に給与して支払った報償費に係る請求の部分は、地方自治法第 242 条第 1 項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第 242 条第 5 項に定める監査を実施せず、現委員会の委員に給与扱いで支払った報償費に係る請求は理由がないものと認める。
以上

添付
(別紙) 世田谷区職員措置請求書
(別紙) 事実証明書
なお、事実証明書の添付は省略した。

かかる事実に見れば、これまで現委員会では基本方針に関する検討が行われていなかったとしても、今後、現委員会においても、前委員会同様、諮問に基づく審議が行われる可能性を否定することはできない。
以上からすれば、現委員会は、現在までに行ってきた業務内容だけを見れば附属機関に該当することは無いと思料するが、将来にわたって現委員会が附属機関には該当しないものと断定するには躊躇を覚えるところである。

そこで以下、念のため現委員会が附属機関に該当することを前提に請求人の主張の返還請求の可否を検討する。

② 不当返還請求権について
ア 請求人は全委員に給与扱いで支払った報償費全額の返還を求めているところ、同返還請求を基礎づける法的根拠は、不当利得に基づく返還請求（民法 703 条）であると考えられる。
イ 不当利得に基づく返還請求が認められるには、法律上の原因のない利得、損失の発生、及び両者間に因果関係があることが必要であるところ、報償費の支払いを受けた委員に対する当該請求が認められるためには、少なくとも当該委員が法律上の原因のない利得を得ている必要がある。
現委員会の委員については、令和 7 年 3 月には、世田谷区史近世編が刊行され、現在も委員会の委員は、委員会へ参加し、また委員として執筆や調査研究を行っているものと認められ、これに反する主張及び資料は確認されていない。そうである以上、現委員会の委員は、いずれも世田谷区史に対する専門家としての職務を全うしているものと認めるのが相当である。

そして、現委員会の各委員に対する報償費の支払いはいは、各委員の役務の提供に対する対価、ないしは執筆された原稿に対する著作権の譲渡対価であって、委員による報償費の受領が法律上の原因のない利得に当たるといふことはできない。

したがって、委員に対する不当利得に基づく返還請求を行使し、支払った報償費全額の返金を求めることはできない。
ウ なお、区が報償費の金額に応じて、給与所得として所得税と復興特別所得税を併せて源泉徴収している税率 3.063%での徴収しか行わず、事業所得として 10.21%の徴収を行っていないことが所得税法の解釈上誤りであったと仮定した場合、その差分については現委員会の委員に利得が発生しており、区に損失が生じていると考える余地も無いわけではない。

しかし、監査対象部の事情聴取等によれば、監査対象部では支出命令に先立ち、昨年、一昨年と国税庁に照会を行っているところ、国税庁からは、委員会と名のつく組織については、設置根拠が条例であるか要綱であるかを問わず、給与所得として取り扱うことを指導されているところ、当該支出命令はこれに従った運用であり、かかる運用は、国税庁の所得税基本通達 28-7 にも適合する運用でもあることから、現状、国税庁より追徴されることは考え難く、上記差分について区に損失が発生しているとは認められない。

エ そして、上記の理解は、仮に、現委員会の委員に対する報償費の支払



世田谷区職員措置請求書

世田谷区長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

世田谷区長が、要綱で設置した区史編さん委員会の委員に、給与扱いで報償費（一例を挙げれば、令和7年1月14日に起案決定した令和6年12月分の給与）を支払ったことは、違法な支出にある。全委員に給与扱いで支払った報償費全額の返還を求める。

令和7年2月20日の世田谷区議会、区は以下内容の答弁をしている。

- ・区史編さん委員への支払いとして、世田谷区の予算科目としては、報償費（報償金）として支払いを行っている。
- ・地方公共団体の各種委員会の委員に対する謝金、手当等の報酬は、国税庁の法令解釈通達により、所得税法第28条（給与所得）の扱いとされており原則として給与等とすることとなっているため、給与所得としての税率（3.063%）を源泉徴収して支払っている。
- ・区史編さん事業は、個々の執筆者に原稿を執筆する作業を依頼して本として刊行しており、編さん委員会の役割も個々の執筆者の編集作業を依頼して本として刊行している。
- ・区史編さん委員は、附属機関の委員にも該当しないため、地方公務員法第3条第3項第3号の特例職非常勤職員には当たらず、身分は私人である。

報償費を、各種委員会に該当する区長の私的諮問機関の特別職非常勤（地方公務員法第3条第3項第3号）に支払うことも、執筆や調査、講演を委託した私人に支払うことも問題はない。一方で、「附属機関に係る公金支出禁止等請求控訴事件」（大阪高裁平成27年6月25日判決、原審大阪地裁平成26年9月3日判決）は、附属機関条例主観（自治法138条の4第3項）を厳格に適用し、法律又は条例により設置されるべき附属機関を、これらによらずに設置したことを違法であると判断し、違法に設置された附属機関委員等に対する報償費の支出は法令上の根拠を欠き、全て違法と判断している。

このため、判決の出た平成27年以降は、自治体史編さん委員会を条例設置として給与・付属機関報酬として支払う自治体と、要綱設置設置として謝金として支払う自治体と二分されている。区が区史編さん委員に給与として支払って給与扱いで源泉徴収する為には、即ち国税庁の言う「各種委員会の委員」に該当させるためには、地方自治法第138条の4第3項の「附属機関」にならなければならない必要があった。

しかし、区は区史編さん委員会や下部組織を要綱設置としており、私人への委託としても、地方公務員法第3条第3項第3号の非常勤特別職であったとしても、報償費として支払う場合は、各種委員会には該当しないため、給与として取り扱うことはできない。

ちなみに世田谷区と同時に要綱設置で区史編さんにあつた他自治体について情報収集したが、委員から請求書を出してもらって支払い、その際には執筆料、講演料と同じ謝金として税率（10.21%）で源泉徴収していた。

以上のことから、区が要綱で設置した区史編さん委員会の委員に、給与扱いで報償費を支払ったことは違法である。尚、令和7年3月6日の区議会予算特別委員会において「区史編さん委員会以外に、要綱設置の委員会委員への給与扱いでの報償費の支払いの事例がどれくらいあるか」と問われた際、区総務部長が「全件把握はできていない」と答弁していることから、世田谷区では適法な給与扱いでの報償費支払いが多数存在すると推察される。これらの支払いについても全額の返還を求める。

違法な支出の金額は、無効であり、本来支出すべきものだから、区財政に損害を与え、住民からの区への信頼性を損なっている。

2 請求者

世田谷区

氏名

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書添え必要措置を請求する。

・行政情報開示請求で入手した文書「区史編さんに伴う調査研究費（令和6年12月分）の支払いについて（2名分）」

令和 7 年 4 月 25 日

世田谷区監査委員あて

--	--	--